令和８年白老町議会全員協議会会議録

令和８年６月１２日（金曜日）

開　　会　　午後０時５９分

閉　　会　　午後１時５２分

〇議事日程

１．職員懲戒処分の報告について

２．日本製紙グループ中期経営計画について

〇会議に付した事件

１．職員懲戒処分の報告について

２．日本製紙グループ中期経営計画について

〇出席議員（１４名）

１番　水　口　光　盛　君	２番　田　上　治　彦　君
３番　氏　家　裕　治　君	４番　長谷川　かおり　君
５番　飛　島　宣　親　君	６番　前　田　弘　幹　君
７番　森　山　秀　晃　君	８番　佐　藤　雄　大　君
９番　前　田　博　之　君	１１番　貳　又　聖　規　君
１１番　森　　哲　也　君	１２番　西　田　祐　子　君
１３番　広　地　紀　彰　君	１４番　小　西　秀　延　君

〇欠席議員（なし）

〇説明のため出席した者の職氏名

町　　長	大　塩　英　男　君
副　町　長	大　黒　克　已　君
総務財政部長	鈴　木　徳　子　君
総　務　課　長	増　田　宏　仁　君
消　　防　長	小　玉　　修　君
企画振興部長	三　上　裕　志　君

〇職務のため出席した事務局職員

事　務　局　長	本　間　弘　樹　君
主　　幹	瀬　賀　光　子　君

◎開会の宣告

○議長(小西　秀延君)　ただいまより、全員協議会を開会いたします。

（午後０時５９分）

○議長(小西秀延君)　本日の協議事項は職員懲戒処分の報告についてと、日本製紙グループ中間経営計画についての２件であります。

初めに、職員懲戒処分の報告についての説明を求めます。

大塩町長。

○町長(大塩英男君)　本日は、議会全員協議会の開催をいただきまして誠にありがとうございます。本日の案件は、職員の懲戒処分に関する事項でございます。本件は、一昨年12月に不正会計処理による機器購入の疑いに関する内部公益通報を受け、外部の専門家による事務執行適正化に関する第三者委員会を設置いたしまして調査をいただき、当該委員会の事実認定に基づき、当時の消防職員２名に対して本日付けで懲戒処分を行ったところでございます。町民全体の奉仕者として職責を自覚し、誠実公正に職務を執行しなければならない職員が、このような不祥事を起こしたことは誠に遺憾でございます。行政に対する町民の皆様、議員の皆様、関係者の皆様の信頼を損ねる結果になったことにつきまして、町政を預かる者として深くおわびを申し上げます。誠に申し訳ございません。この後、詳細につきましては総務財政部長より説明をさせていただきますのでどうぞよろしくお願いいたします。

○議長(小西秀延君)　鈴木総務財政部長。

○総務財政部長(鈴木徳子君)　私より、本日付けでの職員の懲戒処分が行われました内容につきまして説明をさせていただきたいと思います。

今回の職員の懲戒処分につきまして、まず事案の端緒でございます。令和６年８月に白老町議会議員に対しまして、消防の管理職員Ａ氏及びＢ氏による不正な支出が行われていること、また消防組織内でのパワハラについての匿名の投書が寄せられました。その後、事実関係の調査を求める内部公益通報書が提出され、内部公益通報委員会による調査、また内部公益通報委員会の調査結果を受けて、職員分限懲戒審査委員会による調査を行いましたが、いずれも被疑事実を認定することには至りませんでした。このことを受けまして、第三者委員会を設置することといたしました。

まず、調査の目的でございますが、不適正な事務処理等の事実関係の調査、原因の究明及び再発防止策の策定を目的として、令和７年９月に第三者委員会を設置し、弁護士を含む有識者３名を委員として委嘱いたしました。調査期間につきましては、委員による調査審議は、令和７年11月から８年３月までの期間で実施いたしました。調査の方法につきましては、調査項目の選定、聞き取りや現地調査、審議等を行っております。

続いて、第三者委員会の調査内容についてでございます。当初に記載されていた４件の支出に係るものについて、購入決定から納品、支払いまでの処理に関わるものでございます。①令和４

年11月17日出納処理された白レンジャーロープ６万1,600円。②令和５年１月17日、出納処理されたラム皮手袋４万7,322円。③令和５年１月30日出納処理白レンジャーロープ６万1,600円。④令和５年５月11日出納処理カラーレンジャーロープ７万7,000円。以上４点につきまして、調査委員会において調査をいたしております。委員会による認定の内容といたしましては、まず１点目、①白レンジャーロープ６万1,600円、③白レンジャーロープ６万1,600円、こちらのロープにつきましては令和３年度に同種の購入実績があり、在庫が確保されていたこと。令和４年度に２回にわたり近接した時期に購入していること。また、②ラム革手袋４万7,322円につきましては、令和５年度の全道救助訓練大会に参加する予定がなかったことからすれば、いずれも不自然な点があることは否めないが、Ｘ社は全て納品したとしていること。Ｘ社は、これは対象となる業者のことでございます。同種物品が保管されていることから、購入した可能性を否定することはできないため不自然な点はあるものの、不正支出であると断定することは困難であるという見解でございます。

続いて２点目、④カラーレンジャーロープ７万7,000円につきましては、Ａ氏は空気呼吸器1台を７万7,000円で購入することを決め、Ｂ氏はＡ氏の指示を受けてＸ社に空気呼吸器の購入する旨を連絡したこと。その代金をカラーレンジャーロープの名目で請求するよう要請したこと。Ｘ社は、カラーレンジャーロープとする請求書を作成し消防署に提出したこと。Ｘ社は、令和５年８月頃、空気呼吸器を納品したが、令和６年８月頃、Ｂ氏からカラーレンジャーロープを納品してほしいとの申し出を受け、９月中旬頃納品したこと。さらに、Ｘ社は12月頃Ｂ氏から空気呼吸器を引き取ってほしいとの要請を受け、売買契約の解消に応じた上、当該呼吸器を回収したことが認められる。このことから、カラーレンジャーロープについては、実際には空気呼吸器の売買代金であったのに、カラーレンジャーロープ代金の名目で行われ、かつ物品の納品前に代金が支払われた不正支出であったと認められる。

３点目、Ｂ氏は、職員の規律違反報告書において、納品が令和５年度になることは承知の上で、Ａ氏の判断により出納処理を行った旨を報告しているが、Ｘ社の回答やＢ氏の聞き取りへの説明の状況から、Ｂ氏が事実に反する内容の報告書を作成して提出したものと言わざるを得ない。このことから、認定した事実を受けまして、懲戒処分となっております。報告書の中に、再発防止策の提言というものがございますが、これは後ほど触れさせていただきたいと思います。

続きまして、本日付けの懲戒処分についてご説明いたします。令和８年６月２日に白老町職員分限懲戒審査委員会を開催し、第三者委員会の事実認定により、Ａ氏については公金公用物処理不適正（不正経理）及び指導監督不適正。さらに、その後の議会及び委員会調査において、隠蔽及び虚偽報告。Ｂ氏については、公金公用物処理不適正（不正経理）、規律違反報告書の虚偽報告、虚偽発言の非違行為であると認定いたしました。

今回の一連の行為につきましては、地方公務員法第29条第 １項第１号及び第２号の法令違反、職務義務違反、奉仕者たるにふさわしくない非行に該当すると認められ、信用失墜行為の禁止を定める同法第33条の規定に反することから、職員の懲戒処分等の基準に関する規定の量定基準に基づき、不適正な事務処理を指導したＢ氏を公金公用物処理不適性・規律違反報告書の虚偽報告・

事案発覚後の隠ぺい行為で減給２か月、さらに直近３年間に懲戒処分を受けていることを加重し、10％３か月の減給処分といたしました。Ａ氏につきましては、既に退職しているため、懲戒処分の対象とはなりませんが、事実関係を総合的に勘案すると在職中であった場合につきまして、委員会としては停職２か月相当の処分であると判断しております。また、このほか、任命権者である管理者として、当時の消防長については指導監督不適正として訓告処分を行っております。このことに関しての再発防止について、報告書内にて再発防止の提言がされております。この原因分析といたしましては、消防組織内の法令遵守体制が確立していなかったこと。限られた人材の中で、閉鎖的で硬直した組織であったこととご指摘を受けております。このことを受け、再発防止策といたしましては、法令遵守体制の確立と資材調達手続の見直しという再発防止策の提言を受けております。このことを受けまして、今回の懲戒処分の中において、再発防止策として組織のトップが先頭に立ち法令遵守体制の整備及び意識醸成を図ること、職員間のコミュニケーションの確保を図ること、公用物処理等の確認体制の見直しを図ることとして、再発防止策を講じていくことと考えております。このたびは大変申し訳ございませんでした。

○議長(小西秀延君)　ただいま説明がありましたが、この件について、ご意見、ご質問等がある方はどうぞ。

10 番、貳又聖規議員。

○10番(貳又聖規君)　10番、貳又です。まず、今回の第三者委員会による調査、そして関係者の皆様のご尽力に敬意を表したいと思います。また、今回の事案により、町民の信頼を損ねたこと、そして何より日々現場で真面目に職務に従事している消防職員の皆さんが、様々な思いを抱えながら勤務されてきたことを重く受け止めております。その上で、３点質問いたします。私は、令和６年12月11日の一般質問において、空気呼吸器に係る不正支出の疑いについて、具体的な伝票や金額を示しながら質問を行いました。当時は、事実確認ができないとの説明もありましたが、今回第三者委員会の報告により、まさに令和６年12月に現場で空気呼吸器を業者へ返却するなどの事後工作が行われていた事実が明らかになりました。町長に伺います。今回の第三者委員会の認定結果を踏まえ、令和６年12月11日の議会での問題提起について、どのように受け止められておられるのかお聞きします。まず、１つ目です。

○議長(小西秀延君)　大塩町長。

○町長(大塩英男君)　今、議員からご指摘がありまして、令和６年12月に議員からご質問いただいて、そのような意見があったと私どもも認識してございます。当時は、その時点でまちとして、もこのような事実確認ができない状況ではあったのですけれども、今回改めて内部の公益通報を受けまして、組織の中で調査をかけたのですけれども、そういった事実がはっきりと証拠として答えとして見い出せないことで、第三者委員会を立ち上げる件については様々なご意見をいただいたのですけれども、ここは明確に専門家の方々のご意見をいただいた中でしっかりと事実確認をすべきと私の判断の中で今回第三者委員会を立ち上げさせていただいて調査の結果、事実認定に基づき今回こういった結論を出させていただいた経緯でございます。

○議長(小西秀延君)　10 番、貳又聖規議員。

○10番(貳又聖規君)　２点目です。次に、調査期間について伺います。令和６年12月の一般質問から本日の報告まで約１年６か月を要しております。その間、公益通報委員会や内部調査も行われましたが、結果として第三者委員会において不正支出が認定されました。私が最も危惧するのは、この長い期間、消防職員の皆さんがどのような思いで勤務されていたのかという点であります。現場には、不正に関与していない多くの職員もおります。また、この調査の長期化により、不正に関与したとされる当時の中心的な職員が在職中にしかるべき懲戒処分を受けることなく、既に退職している結果も生じています。町長は、この期間を適切であったと考えているのか。それとも、行政運営上の反省点があったと考えているのかお聞きします。

また、今回の事案において、理事者としての管理責任をどのように認識しているのか合わせてお聞きします。

さらに、私の令和６年12月11日の議会議事録を見ていただければ分かりますが、Ｘ社に対する本町、白老町契約に関するルール、これに反しているかどうかも調査するということでしたので、それも合わせてお伺いいたします。

○議長(小西秀延君)　鈴木総務財政部長。

○総務財政部長(鈴木徳子君)　私から、契約に関する部分Ｘ社に対する対応についてご説明したいと思います。今回の職員懲戒処分の後に、Ｘ社につきましては契約等審議委員会を開いた中で、そちらの業者に対する対応はすべきだと判断をしておりまして、契約等審議委員会の中で不誠実な部分の対応について契約等審議委員会でそれなりに対処する方向で進めているところでございます。

○議長(小西秀延君)　大塩町長。

○町長(大塩英男君)　議員から１年６か月間という調査期間が適か否かというご質問だったかと思います。これについてお答えをするのであれば、適性もしくは不適正というのは両方の面かと思っております。これは、どういうことかというと、今ご指摘のあった消防職員の中で、特に内部公益通報をした職員にとって、この１年６か月間というのは不適正、長かったという感じを取られていると思います。一方では、適正だったという意味では、私たちもこの内部公益通報を受けてから内部の調査委員会であったり、様々なこの委員会を事実確認するためにある程度の時間を要したということと、第三者委員会を立ち上げた後もしっかりと事実確認をするためには慎重な調査と専門家の方々からもそういったお話もあったものですから、時間を要してしまったものですから、ある意味適正か不適正かというと内部公益通報者にとっては不適正だという捉え方もしますけれども、我々行政としては決して途中の段階で時間を取り過ぎた、一生懸命取り組んだ結果になっていると思っております。

○議長(小西秀延君)　10番、貳又聖規議員。

○10番(貳又聖規君)　10番、貳又です。最後の質問にいたします。私は、令和６年12月11日の一般質問に臨むに当たり聞き取りをやらせていただいています。その当時、当初職員を処罰しなければならないこと、これは私の会議録をしっかり読んでいただければ書いていますから、それについて答弁していますから、その認識で大丈夫ですか、分かっていますか。そういうところから、

これは始まっているわけです。そして今回、この事案から学ぶべきことについて伺いますが、今回の問題の発端は匿名による情報提供でした。本日の資料にも、この件が令和６年12月11日開催の白老町議会本会議の一般質問において取上げられたことを契機として記載されております。私自身、令和６年12月11日の一般質問を行った際には、匿名の投書を一般質問で取り上げるのは適切ではない、議員としてふさわしくないといった声があったことも事実です。しかし今回、第三者委員会によって不正支出が認定されました。私は、匿名だから信用するものでもなく、匿名だから無視するものでもない。その内容に具体性があり、事実確認の必要があるのであれば、真摯に向き合う姿勢が必要であると考えております。また、今回の一件では、匿名でしか声を上げることもできなかった職員がいたこと、そして勇気を持って行動してくれた職員や白老町職員労働組合など関係者がいたことも忘れてはならないと思います。第三者委員会は、組織風土やコミュニケーションの課題について提言しています。私は、匿名情報であっても、そこに具体性があるのであれば、手後れになる前に向き合うことこそが結果として組織を守ることにつながると考えます。町長は、今回の事案を踏まえ、今後匿名情報や内部通報をどのように受け止め、また職員が安心して声を上げることのできる職場環境をどのように構築していく考えなのかお伺いいたします。

○議長(小西秀延君)　大塩町長。

○町長(大塩英男君)　議員のご指摘のとおり、今回の第三者委員会の提言、専門家の皆様からも閉鎖的で硬直した組織、そしてこういったことが不正の背景にあるというご指摘もいただきました。私自身ももちろん、なぜこういうことが起きたのだろうと改めて考え直したときに、閉鎖的であったり風通しの悪さであったりが一番要因になってくるのではなかろうかと自己分析もしていたところでございます。ですから、こういった職員の声はしっかりと受け止めた中で、二度とこのような形がないように風通しのいい職場、もちろん昨年の４月から小玉消防長に来ていただいて、消防内の意識改革、組織改革はしていただいておりますけれども、今一度この結果が出たことを踏まえて、しっかりと職員の皆さんが働きやすい環境づくりを全力を尽くしてまいりたいと考えております。

　この匿名情報については、様々なその時々の場面が出てくると思います。ですから、この匿名情報について全て、我々で対処していくかはここで全て対処していきますというお答えは差し控えさせていただきたいと思います。その時々によって、判断をしていかなければならないと私自身は思っております。

○議長(小西秀延君)　ほか、質疑をお持ちの方。

○議長(小西秀延君)　12番、西田祐子議員。

○12番(西田祐子君)　12番、西田でございます。今回は、お二人の職員に対して処分したと。お一人に関しては３か月を減給したと。もう一人に対しては、そうでもないと言って、退職した人に対しては何もしなかったとなっていますけれども、国では退職した職員でもあっても、在任中不正が行われたものがあったのであれば、退職金などを一部返金してもらえる制度があると思うのですけども、今回はしなかったのはなぜなのか。また、今後もそうすることを考えられない

のか。退職金の返納ということになると大体５年以内に請求しなければならない規定が確かあったと思うのですけども、その辺のお考えだけお伺いさせてください。
○議長(小西秀延君)　鈴木総務財政部長。
○総務財政部長(鈴木徳子君)　西田議員がおっしゃるとおり、退職手当につきましては国も返還してもらう考え方で、本町においてもそれは同様でございます。この退職された方、今回懲戒処分の対象とすることはできてはおりませんが、退職手当につきましては、免職もしくはその他の考え方がございまして、免職になった場合につきましては退職手当は返還もしくは不支給、支給することができないとなっておりますが、それ以外の今回の停職２か月相当であれば、退職手当が支給されるという一定の基準がございます。ただ、これまでの第三者委員会の調査が終わるまでの間、退職手当組合と協議を実はしておりまして、どのような結果になるか確定するまでは実は退職手当をまだ支給していない状況でございまして、今回の懲戒処分の結果をもって退職手当組合に退職手当支給の手続に今後入っていくことで今手続を進めているところでございます。
○議長(小西秀延君)　12番、西田祐子議員。
○12番(西田祐子君)　申し訳ないけども、一番罪のありそうな方がそのままいただいてしまう、何とも理不尽な話で終わってしまうと思うのですけど、それで仕方ないと町長は思っていますか。
○議長(小西秀延君)　大塩町長。
○町長(大塩英男君)　非常に難しいご質問かと思って、仕方ないことは私の思いとしてはどうかというのが正直なところです。ただ、これはルールとして、そのような形になるということは受け止めなければなりませんけれども、どうなのだろうかとは正直な思いです。
○議長(小西秀延君)　６番、前田弘幹議員。
○6番(前田弘幹君)　６番、前田です。聞きづらいことですけど、多分世間が思っていることを聞きたいと思います。なかなか、役所の場合ということはないのですけど、当然町長含め管理職の方々は職員を守る立場もあって、なおかつこういうことが起きたときには問い詰めなければいけない立場に関して、どっちを優先するかを多分周りは見ているのだと思います。今回、第三者委員会も含めいろいろなところで駄目だと問題になったのだとは思うのですけど、パワハラを容認するつもりは一切ないですけど、自衛隊も含め警察、消防という、人の命を守る職場の人が言葉に気をつけるとか強く言わないと命がなくなる可能性がある中で、何をもってパワハラだと基準はつくれないとは思うのですけど、法律を遵守させるとか、当たり前のことを当たり前にしろということもパワハラと捉えられたら何もできない部分も一つある。だけど、結構よく聞く話で公務員の方、特に一般よりも公務員の方々が上司から言われたらやらざるを得ない部分、これが今回のことに関しては、この文章を見る限り誰が悪いのか、事件はあったけど上役が部下なのか、部下が勝手にということなのか、業者と誰かが組んだことが分からない部分で、そっちの問題もあると思うのですけど、一番は何の罪かと言えばそれまでですけど、罪だと認められている人たちの名前を出せない。要は、個人情報も当然あるのですけど、悪いことをした人も名前を公表できないのは、一般からしたら何でという思いが多分あると思うのです。私が議員になってからの数年の間でもいろいろな不正があったときに、組織として当然誰かが発表されることもなく、そ

の責任は町長であったり担当課長、今の職員事情も含めてどちらかは当然あるのですけど、ある程度の公表はしないと駄目ではないかなという気がするのです。今、西田議員も言っていたように、それを問い詰めて辞めた人もどうするかも当然あるとは思うのですけど、今回はありましたけど、何もなくただ疑いの中で、先ほどの話だったら退職金も止めておく、逆に何もなかったらその人に訴えられたらどうするのかも含めて一つの事件として考えるのではなくて、これからどうするかをつくっていかないと何も勉強、最善策にはなっていかないので、その辺の考え方だけあれば教えていただきたいなと思います。

○議長(小西秀延君)　鈴木総務財政部長。

○総務財政部長(鈴木徳子君)　前段で情報の整理をさせていただきますと、今回の懲戒処分は、パワハラに関することではなく、事務処理の不適正による懲戒処分であることが前段であります。パワハラがあったからなかったからではなく、事務処理の不適正を認められたことでの懲戒処分となっているところがまず情報の整理となります。氏名公表等の考え方なのですけれども、ほかの自治体等もいろいろ参考にしていく中でありますと、刑事事件は非常に大きな影響を及ぼすものがあった場合につきましては、ほかの自治体でも氏名を公表している場合も確認はしております。あくまでも、うちが持っているルール、職員の懲戒処分のルールの中で運用していくことが前提ですので、氏名公表までは公表基準に照らしてもなっていないところがありますので、氏名公表はうちの今のルール、これは国に準じておりますので、この部分については実際名前のお考えも理解はいたしますが、ルール上していないことがあります。それから、辞められた方を遡って退職してしまったから懲戒処分ができないところは、先ほど西田議員からもありましたけれども、いろいろ感情的、いろんな思いというのは当然ありますし、多分今回の結果を受けていろいろ皆さんお感じになる部分はあることは我々も分かっております。ただ、これも職員であるから懲戒処分ができる、ここが分かれ道なのは、警察が入るような捜査とか刑事事件とは別のものであると捉えをしていただきたいところがありまして、もちろん誰がやったからこうだとか、部下がやったことで監督者、管理職、上司が処分されることも当然ありますし、処分を行わない事務を執行するところが我々に一番やらなければいけないことではありますので、この部分についてはあくまでも今うちが運用しているルールの中を適用してやるところなので、前田議員がおっしゃる部分については氏名公表、それから辞められた方をもう一度遡ってとはできないと捉えております。今後どうしていくかについては、今持っているうちのルールを乗り越えていける制度が本当にあるのかどうか、そこまでは調べてはおりませんけれども、ここについてはそういう必要性が今後出て来る、改正が社会情勢上、国の中でも行われていく部分については、我々としてもそこは準用していかなければいけないですが、現段階としてはこのルールを変える考えにはないところになります。

○議長(小西秀延君)　６番、前田弘幹議員。

○6番(前田弘幹君)　６番、前田です。私が言ったパワハラは、パワハラがではなくて、そういうこともパワハラとみなされるのではないのかと聞いているだけなので、パワハラがではないです。内部のことは別として、世間から見たときに仲間内のことは処罰しないという見方が結構さ

れるのです。今のこのご時世ですから、いろんなネットも含めて言われることではないかと私は思うのですけど、世間は面白おかしくという部分もあるので、その辺をもうちょっと見える化する、ルールはルールで分かるのですけど、そういう部分もやっていかなければいけないのかなと。今後、国がやってないからやらないではなくて、うちの町ではこういうルールがありますというのも少し見えるようにしないと、何でもかんでもというわけではないですけど、なかなかまちの人がそういう目で見ると本当に何もしてないとすごい多数の人方に迷惑がかかるので、その人たちだけのことではない方向の考え方として、ちゃんとやっている職員のための何か措置もやっていかなければいけないのかと思うので、ぜひ今後は何かチャンス、場面で一緒に考えていただければなと思いますのでよろしくお願いします。

○議長(小西秀延君)　大塩町長。

○町長(大塩英男君)　まず前段として、前田議員からお話があった、特に消防の場合は職務上、命を張って仕事していますから厳しい指導は必要なことだと思っています。ですから、消防長にもお話ししているのですけども、利にかなったしっかりとしたこの厳しい指導は続けてほしいという話はさせていただいています。ただその中で、今ちょっと道を外れるとパワハラという話になるのですけれども、自分は上司と部下との関係の信頼性が一番重要なことではないかなと思っています。ですから、日々の日常業務の中でしっかりと上司と部下、上の部分が大きいかなと思うのですけれども信頼関係を結ぶべきだと話もさせていただいておりますので、ここはきちんとした指導とパワハラとの違いはしっかり消防署に限らず行政機関全体としてしっかりと今後も理解を深めてもらうように私からも発信をしていきたいと思っております。

それともう一点、氏名の公表含めてご意見を頂戴しました。一方では、氏名を公表しないことが内向きの職員を保護しているのではなかろうかと。要するに、懲戒処分を受けて罰を受けたのだから、それはどうなのだろうというご意見はもちろんあろうかと思います。ただ一方では、職員の次への仕事を続ける上での人生を歩んでいく部分もございますので、今後において氏名の公表をすべきかどうか、国の基準を度外視して本町のルールとして考えていくべきところではあるかなと思ってございます。

○議長(小西秀延君)　ほか、ご意見、ご質疑等、あります方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小西秀延君)　質疑なしと認めます。

これをもって、職員懲戒処分の報告についての協議を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩　午後１時３７分

再開　午後１時３８分

○議長(小西秀延君)　休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に、日本製紙グループ中期経営計画についての説明を求めます。

大塩町長。

○町長(大塩英男君)　本日の案件は日本製紙グループ中期経営計画について、議員の皆様にご説明をさせていただきます。議員の皆様もご承知のとおり、本年５月28日に日本製紙株式会社より中期経営計画2030が公表されまして、構造改革の断行中の中、グラフィック用紙いわゆる印刷用紙の生産拠点集約の方向について示されておりまして、この中に白老工場が含まれるという報道があったところでございます。いわゆる、この印刷用紙を一部報道では撤退方針という報道がされたのですけれども、そういった中で議員の皆様をはじめ、様々な形で皆さんご心配と不安等、まち中に激震が走ったところでして、早速私が事実確認のために６月４日に本社に訪問させていただいて、事実内容を聞いてきたところでございます。本社にお伺いして聞いてきたところによりますと、まずは印刷用紙、グラフィック用紙の生産についてはこれまでよりも若干減少する形ではありますけれども、違う事業の展開に向けて歩みを進めていくことで、工場自体の規模ですとか雇用の人数はこれまでどおり維持をされるとお話をいただいたところでございます。そのような中ではあったのですけれども、ただ製紙業界全体を取り巻く環境は非常に厳しいものがあると私も認識しておりますので、いま一度本社に訪れてお話をさせていただいたのは、長年にわたって白老町の地域経済と雇用を支えていただいた日本製紙さんはまちの基幹企業であるということと、今後の活用、新たな事業展開の可能性についてもまちとして引き続き協議をお願いしたいとお話をさせていただいたところでございます。今後において、様々な形で私も本社訪れて情報の交換、情報の収集をさしていただいているのですけれども、長年にわたって本町において事業活動をしていただいていることで、本町の特異性であったりメリットであったりと改めて行政そして商工会そして議会の皆さんのお許しをいただけるのであれば、議会とともにこの継続的な事業活動について日本製紙さんに強く働きかけをしていきたいと思ってございます。そういった中で、詳細の内容については今後担当部長からご説明させていただければと思いますので、何とぞよろしくお願いしたいと思います。

○議長(小西秀延君)　三上企画振興部長。

○企画振興部長(三上裕志君)　それでは、私から今の町長の説明で大体の説明は終わったかなと思うのですが、補足も含めて説明をさせていただきます。

　まず１ページ目の、これまでの経過ですが、ここについては令和４年11月９日発表の会社からの資料の中で、国内12工場のグラフィック用紙生産拠点について、2030年までのできるだけ早い時期に３か所程度に集約するといった発表がされております。令和６年８月７日に白老工場の８号機、８号マシンについては令和７年９月をめどに停機するといった新聞報道がございました。実際には昨年の11月の末で停機となってございます。その後、令和７年５月15日、令和７年11月の６日にも会社側からの発表の中では同様に2030年までの早い時期にという記載がございます。それを受けて、今回５月28日発表の中期経営計画の中で石巻、岩沼、岩国とこの３か所に集約を検討するという記載があったところで、この公表を受けまして新聞各社が報道をされているところでございます。５月28日の一番早かった報道が夜にされておりまして、翌日すぐに白老工場に連絡を差し上げたのですが、ちょうど休転の最中で、しかも事務所等が停電にしての作業をしているところで、職員の方がほとんどいらっしゃらなくてお伺いできなかったものですから、土日

を開けて翌６月１日に私と港湾の担当者が訪問しましてお話をお聞きしております。それと、６月４日には、町長が本社に訪問して、同様に本社からも聞き取りをしているところでございます。

裏面に行きまして、具体的な聞き取り内容でございます。この内容につきましては、日本製紙さんにも内容を確認して見ていただいていますので、会社からの言葉と捉えていただいていいかと思います。まず１点目としましては、グラフィック用紙の生産拠点の集約については、数年前より公表していて、既定路線でありました。それと、印刷用紙、グラフィック用紙の需要は、国全体としてはもうどんどん減っていくと見込んでおりまして、会社全体として３割程度減産する方針だと。計画にあるとおり石巻、岩沼、岩国の３工場に集約されることを今予定しています。３点目として、白老工場の紙の生産についてはゼロになるとは考えていません。印刷用紙、グラフィック用紙は減ってきいきますが、紙パック用紙、それと産業用紙、この分野の紙を主に生産今後していきますよといったお話がありました。特に紙パックの用紙につきましては、既に増産体制に入っておりまして、現状白老港からの出荷量も増加傾向であることは私も確認をしております。加えて、計画の中にもありますほかの事業展開といった部分につきましても、工場ごとの地域性、立地条件などをもとに本社において現在検討中でありまして、それによりまして工場の規模、雇用については現状維持していきたい考えであるとお伺いしております。なお、雇用につきましては現状もなかなか厳しい状態があって、一度退職された方も来ていただいて働いていただいている状況もあるといったこともお聞きしておりますが、現在も中途採用なども含めて募集している状況で、今回の報道があったことによる採用への影響を大変懸念していることは工場側も言っていましたし本社でも言われておりました。

最後が、一番強く言いたいことだとおっしゃっていましたけども、まず安心してほしいのは工場がなくなることはありません。雇用についても、現状をしっかりと維持していきたいといったことは町からもお伝えしていただきたいと言われております。

○議長(小西秀延君)　ただいま説明がありましたが、この件についてご意見、ご質問がある方はどうぞ。

12番、西田祐子議員。

○12番(西田祐子君)　町長、先ほど議会と一緒に日本製紙さんにこれからもぜひ白老町とも行ってほしいというお話ありましたけど、議会で協力ができることがありましたら、一緒に陳情に行くとかできるだけ積極的に議会議員も使っていただければと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長(小西秀延君)　13番、広地紀彰議員。

○13番(広地紀彰君)　13番、広地です。事実関係の確認のみにとどめたいと思います。

ヒアリング、部長、町長自ら赴きましていったことに対しては敬意を表したいと思っております。その中で、生産体制と雇用は維持する記載がありました。町民としても、かなりの懸案事項でありますので事実関係で確認したかったのですが、私の認識では当面維持するという記載が報道で見うけられたかと思うのですけども、白老工場として雇用も維持されるかどうか。というのは、2020 年に勇払工場が事業体バイオマス発電施設に業態転換した際にも雇用は維持されたので

す。釧路工場のときもそうだったのですが、他の工場への配置転換を伴うものでありました。日本製紙グループとして確かに、いわゆる首切りはしてないのは事実なのですけれど、これは白老工場として工場維持される中身で聞き取ったかどうかがまず１点です。

あともう一つですが、紙パックの生産拡大しているのは喜ばしいことだと思います。これは昨年の８号抄紙機の停機に伴って新商品を開発したいと白老工場が活用されている部分なのかと見てとれるのですが、８号抄紙機はマシンの生産能力、抄紙能力が年間６万4,000トンでした。この紙パックが増産されているのは分かるのですけれど、この生産、私が聞いた範囲なので間違いだったら修正してください。数百トン程度ではないかという話だったのです。８号機が止まって、紙パックが生産できたからプラスマイナスでイコールゼロではないのではないかと心配されるのですが、どのように捉えているかについて。

○議長(小西秀延君)　三上企画振興部長。

○企画振興部長(三上裕志君)　まず、工場を維持していくときの考え方、我々の捉えなのですが、我々が聞き取った内容からは白老工場として維持していきますと言われていましたので、ここについては当然ほかの今言われた苫小牧勇払工場、あとは釧路工場とは当然人口規模が市町村違いますので、白老町にとって日本製紙さんの工場が非常に大きな部分を占めていることは十分会社側も認識されての発言だとは思っております。白老工場自体で維持していく考えであると我々捉えております。それと、マシンの関係ですが、私の手元にある資料でいくと８号マシンの１日当たりの生産能力が235トンでございます。今、紙パックの用紙につきましては９号マシンでコートの原紙をつくって、それを32コートマシンで表面加工をして出していると押さえておりますので、この９号マシンの生産能力が１日当たり494トン、32クォーターに関しては１日580トンの生産能力あるとなっていますので、当然需要と供給のバランスもありますし、フル生産かどうか我々は確認できていませんけども、それをもって完全に工場の規模を維持すると考えていません。先ほど説明しましたとおり、新たな事業展開、グラフィック用紙の生産は徐々に減らしていくけども、それに合わせて違った事業展開も考えていきます。それと、合わせて工場の規模を維持すると我々は捉えております。

○議長(小西秀延君)　ほかに質疑等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小西秀延君)　質疑なしと認めます。

これをもって、日本製紙グループ中期経営計画についての協議を終了いたします。

◎閉会の宣告

○議長（小西秀延君）　以上をもって、本日の全員協議会を閉会いたします。

（午後１時５３分）